

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力基本政策小委員会（第7回）-議事要旨

日時：平成28年7月1日（金曜日）15時00分～17時15分

場所：経済産業省本館17階第1～第3共用会議室

出席者

電力基本政策小委員会委員

山内小委員長、秋元委員、大石委員、大橋委員、大山委員、松村委員、村松委員、横山委員、四元委員、渡辺委員

オブザーバー

株式会社エネット 武田代表取締役社長、電気事業連合会 廣江副会長

経済産業省

村瀬電力・ガス事業部長、松尾電力・ガス取引監視等委員会事務局長、新川電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長、畠山電力・ガス事業部政策課長、山影電基盤整備課長、曳野電力需給・流通政策室長、小川電力市場整備室長 他

議題

1. 小売全面自由化に関する進捗状況について
2. 託送供給等におけるインバランス精算について
3. ネガワット（節電）取引市場の創設について
4. 電力分野におけるサイバーセキュリティ対策について

議事概要（自由討議含む）

1. 小売全面自由化に関する進捗状況について（資料3-1、3-2）

（委員等意見）

- 使用量の確定通知の遅延に関して、小売電気事業者側では、お客様に対し料金請求ができない事態が続いており、お客様に対して様々な対応が必要となっている。例えば、4月分の通知はないが、5月分の通知はある場合の請求をどうするか。また、10件の契約があるお客様に対し、普段は10件まとめて料金請求を行っているところ、9件分の通知しか来ていない場合にどうするか等。お客様側の視点から、何が起きているのか、今後どうなっていくのかを知りたい。お客様に対応するための情報が不足している。マクロの視点から、現状や問題解決に向けての対策等について説明いただいたが、お客様への対応については情報が不十分。例えば、お客様への説明資料の作成等にご協力をお願いしたい。

使用量の確定通知の遅延に関して、結局いつ正常化するのか。例えば、まとめた請求も2ヶ月なら待てるが、それ以上かかるなら早めに請求してほしいなど、お客様ごとの個別対応も必要になってくる。お客様に対して解消の目途をお伝えしたい。また、新電力に切替えたところ、こういったトラブルが起こったと言われるようなことは困る。自由化の気運にブレーキをかけないようにご対応いただきたい。

- 使用量の確定通知の遅延に関して、消費者側からこの問題全体を見たときに電力自由化によってトラブルが起きたと捉えてしまい、スイッチング申込のブレーキになることを懸念。また、新電力に起因するトラブルと消費者が受け止め兼ねない状況。現時点では大きな話題にはなっていないものの、国民に対して然るべき説明をしていただきたい。HPでの周知だけでは不足している。加えて、使用量の誤通知は消費者の不信感を増長させることになる。東京電力パワーグリッドには解決に向けて努力いただきたい。

→（東電PG）解決のスケジュールについては、資料3-2のP5、追加改善策を参照いただきたい。7月以降は、システム内にデータが存在しない場合は、すぐに現地出向を行いデータの再補足を行う。メーター自体が故障している場合等を除き、通知遅延は7営業日で全数解消される予定。ただ、日々全体数が増えるため、いつまでに解消するかを明言するのは難しい。6月までの検針分についてはマクロ的な対策を実施し、ボリュームはある程度減ってきていることから、あとは1件1件処理していくというのが基本方針。

需要家からは様々な声があがっている。例えば、複数契約をしている需要家から、東電エナジーパートナーからは請求がきているが、新電力からは請求がきていないのはどういうことか等。逆のパターンもある。未通知解消に向けた対応について、東電エナジーパートナーとその他小売電気事業者とで取扱いに差別はない。

また、国民に向けての周知という点については、HP以外にも能動的な周知方法を検討して行きたい。

なお、使用量に対する疑念の声もいただいている。こちらについては、事実関係を一件ずつ個別に調査し、需要家と調整している状況。

(委員等意見)

- 東京電力の通知遅延に関して、会計監査で小売電気事業者を担当した際、通知遅延により四半期決算が確定できないという話を聞いた。また、決算が確定しないこと及びお客様に使用量請求ができないことに起因する資金繰りの問題も懸念される。今後は協議による使用量確定を行っていくということだが、問題解消に向けて動いていただきたい。
- 資料3-1のP6以降のシステム不具合等の詳細について、不具合発生の際、東京電力では追加改善策、広域機関では再発防止策を講じると記載があるが、これはあくまで組織内で作成されたもの。客観的にみて有効なものかは不明。例えば、金融機関ではインシデント発生時、原因究明と再発防止策について、当事者以外の第三者による検証、システム監査の実施・評価をもって、その後の実行に当たることで、対策の信頼性を担保している。電力もこのような仕組みを取り入れてはどうか。
- 資料3-1のP3、スイッチングの申込状況について、グラフでは自社内切替を含まず、他社への契約切替の件数に限定しているが、自社内切替には代理・媒介事業者による切替も数多く含まれているため、自社内切替を含めた規制料金から自由化料金への切替の数字にももっと注目すべきではないか。いずれにしても競争活性化に向けた議論は引き続き重要。
- 資料3-1のP4のシステム不具合等の状況について、システム設置の際の要求提示方法等に問題がなかったかを検証すべき。場合によっては第三者に検証させてもよい。今後、自由化が進むなかで、様々なシステム開発・サービスの多様化が必要となる。開始時点でつまづいていくようではいけない。これを機にしっかりとシステム開発が出来る体制を構築していただきたい。

2. 託送供給等におけるインバランス精算について（資料4）

(委員等意見)

- 計画値の誤りは、事業者の慣れによりなくなるのか、どうすれば解消されるのかがよく見えない。精算プロセスについて異論はないが、どこまでやれるのか未知数で、しばらく注視が必要。今後も報告をいただきたい。
- P14の今後の対応について、広域機関が開発中の自動チェック機能に期待している。そういった機能も活用しながら、計画値のチェック・提出を行って行きたい。
- 一般送配電事業者にはかなりの負担がかかると認識。ただ、一般送配電事業者ごとに対応が異なるという状況は防いでいただきたい。

3. ネガワット（節電）取引市場の創設について（資料5-1、5-2）

(委員等質問)

- 資料5-1のP32、随時調整契約の位置づけについて、随時調整契約は電源トラブル等による需給逼迫時においてこれまでも活用されてきたところだが、稀頻度リスクへの対応については、環境変化を見据え、広域機関において今後のあり方の検討を行うとある。「稀頻度リスク」の定義については、頻繁に起こる電源トラブルによる需給逼迫ではなく、東日本大震災のような災害による大規模な電源脱落といった事態を指しているという理解でよろしいか。そういった稀頻度リスクに対して、随時調整契約が有効に機能するように検討されているのだろうか。マスタープラン検討会でも検討がなされたが、災害後1ヶ月目途で平常化されるような仕組みづくりを議論いただきたい。
→（事務局）稀頻度リスクの定義について、大規模災害などによる長期にわたる電源脱落と考えると、ここで議論している需給調整機能では対応できない可能性があるとの問題意識がある。
→（エナジープール）ヨーロッパには稀頻度リスクという概念はないが、数十年に一度の大寒波の発生等は稀頻度リスクに該当する可能性がある。

(委員等意見)

- 運用開始時期については、柔軟性を持って進めていただけるということで安心した。
また、エナジープール社の説明にあったとおり、資料5-1のP22のネガワットの調整力としての活用について、即効性のある周波数調整のためには、ネガワット＝需要の抑制だけでなく、需要を増やすということも当然考えられる。現在、九州では太陽光発電の増加による供給過剰が問題となっており、このような場合には、周波数調整のために需要を増やすという制御が効果的。今後は需要増についても、調整力としての活用が重要になってくるのではないかと。先ほど申し上げた即効性のある需給調整＝ファースト・デマンド・レスポンス、あわせて経済産業省の進めるバーチャル・パワープラントプロジェクトにも期待している。ネガワットだけでなく需要増も含めて調整力市場として検討してはどうか。今後、太陽光電源の増加により需給逼迫よりも電力余剰解消のほうが高頻度となる可能性がある。
- エナジープール社の説明を聞いて、需要増の視点も重要と感じた。資料5-1はネガワット中心に議論がなされているが、需給調整については節電のみでなく需要増も含めた概念として捉えられればと感じた。
- 資料5-1のP21、ネガワット契約の重複について、理念には同意するが、実際にはどのようにルール作りをするのか。応用度が高く、検討が必要。
- 資料5-1のP11、ネガワット取引関連サービスにおける柔軟性確保について、システムトラブルについては、一般送配電事業者、広域機関にも責があるものの、システム改革のペースが早いということも事実としてある。それぞれ周知・準備期間をどの程度取るべきであったか検証をした上で、検証結果を踏まえ、柔軟に運用開始時期を検討いただきたい。
- 随時調整契約含む需給調整契約について、料金割引としての側面があったということだが、定量的なデータを示していただきたい。例えば、随時調整契約はほとんど件数がなく、機能しなかったことで、結果割引率が高くなったなど、実情を把握したうえで今後のあり方を検討したい。
- 資料5-1P35、今後の課題(5)：第三者仲介スキーム等の導入について、これは重要な論点。導入することでどれほどのメリットがあるのか見通しを示していただきたい。

- 上げしろだけでなく下げしろについてもディマンド・レスポンスが重要という点については同意。ただ、今後ゆっくり検討していくことではない。その重要性は震災以前から指摘されていたところ。それにも関わらず対応してこなかったのは旧一般電気事業者の怠慢という側面もあるのではないか。具体的には、下げしろ不足によって膨大なマージンがとられている連系線について、需要増によって周波数制御をするという対策を取ってこなかった。この事態を重く受け止め、今後はきちんと検討すべきではないか。また、資料5-1のP27、調整力公募は好機である。是非市場が活性化するような仕組みを整備いただきたい。その際に、ディマンド・レスポンスを調整力という形で市場形成することは重要。ただし、特定の者のみ参入可能な門戸の狭い市場では無意味。より多くの事業者から意見を聞き、多様な事業者が参入可能な市場形成を工夫すべき。さらに、ディマンド・レスポンスを活性化させるために、専用市場をつくるという考えも原理的にはあり得る。しかし、それはコスト高を招く可能性があり、実験的に事業者の参入を促すとなると、更なるコスト高を招き、それが託送料金に跳ね返ってくるという難しい問題もある。これらは広域機関における議論の中には出てこない観点。広域機関はあくまで安定供給の観点から検討を行うため、追加的に他の政策的観点を検討するのであれば、国の委員会等で検討すべき。
- 資料5-1のP21、ネガワット契約の重複に関して、対応方法はいくつかある。例えば、稀頻度リスクに備えての随時調整契約は普段発動する前提ではない。ここに普段に使うようなディマンド・レスポンス契約を行うのは十分あり得ること。非常時に発動するものと恒常的に発動するものは重複可能とする。整理は容易ではないか。一方で、瞬時調整契約は割引要素が強いということは懸念としてある。建前は稀頻度リスクに対応としているが、実質は値引きとして機能しているケースは相当数あるのではないか。この状況を鑑みると、恒常的なディマンド・レスポンス契約を瞬時調整契約と重複して行おうとした際に、一般送配電事業者がこれまでの契約や割引を打ち切るなどの不当な扱いをする恐れがある。一時期、自家発電設備導入増加の際にも同様の問題が起ころ、その際は独禁法上の問題として整理されたが、ネガワットでも同様の問題が起ころう。この点は十分監視が必要。
- ネガワット市場創設に向けて一般送配電事業者として決意を込めて3点申し上げる。
(1) 資料5-1の10P、直接協議スキームの開始にあたっては、ルール変更、システム開発等、計画的に実施をしていく。来年4月の開始まで時間がない。さらにFIT制度変更に伴うシステム開発も並行して行うため作業が錯綜する懸念があるが、スムーズに開始できるよう努力したい。
(2) 11P、ネガワット取引関連サービスにおける柔軟性確保の中で段階的運用の方向が示されているものの、P35の第3者仲介スキーム等の導入について、別の審議会では「2017年目途」という記載があった。現段階で内容が明確化しておらず、他の業務に追われているため2017年開始は難しい。
(3) P11の電力使用量の通知について、2017年4月からの運用を原則としないといふものの、一般送配電による使用量通知以外にもBルートなどによる情報取得の方法はあるため、時間的柔軟性を確保いただきたい。
- システム開発については、柔軟性を持って余裕を持ったスケジュールで行ってほしい。ネガワット取引を円滑に進めるために、また、取引の信頼性を確保する意味でも重要。
- 情報管理体制について、ネガワット事業者は法律上の位置づけがないことから、一般送配電事業者が要件確認をすることになるが、例えば、需要家情報の転売目的で参入し、実際ネガワット事業は行わない等の悪質な事業者の参入を阻止できるような仕組みを措置いただきたい。ただし、その仕組みが参入障壁にならないように工夫いただきたい。

(事務局等コメント)

- 重複契約については性質が異なるのであれば併存可能と考えている。それぞれの契約に応じての対応となる。
- 第3者仲介スキーム等の導入については、監視等委員会での議論も踏まえ、2017年中という記載は削除している。
- 第3者仲介スキームのメリットとしては、匿名性が担保されるのであれば意味があると考ええる。一方、現在ヨーロッパでは、ネガワット調整金について、手続きが煩雑であるとして、今一度スキームを見直すべきではないかという議論がなされている。イギリスとフランスをご覧いただければわかるように、系統運用事業者は1社である。一方で、日本は10社。今後スキームをどうしきっていくかは議論が必要。

4. 電力分野におけるサイバーセキュリティ対策について（資料6）

(委員等意見)

- P9の情報共有体制の整備について、電力ISACは是非とも立ち上げるべき。日本でサイバーテロが起こると他国も被害を受ける。事業者の立場からすると機密性の問題もあると思うが、インシデントの共有から始めてはどうか。
- P11の取組評価について、外部監査を義務づけるのではなく、内部監査の仕組みの質を上げるということと理解。内部監査の実行性を高めるためにも、専門性の高い外部人材を登用して監査を行う等が考えられる。評価方法の議論が重要。

総括

(事務局)

- 次回は8月下旬以降の開催を予定。

以上

関連リンク

[電力基本政策小委員会の開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業課 政策課電力市場整備室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

最終更新日：2016年7月11日